

## 平成 27 年度 第 4 回古賀市複合文化施設運営協議会会議録

会議名称：平成 27 年度第 4 回古賀市複合文化施設運営協議会

日 時：平成 28 年 2 月 23 日(火)10 時～11 時 30 分

場 所：古賀市役所第一庁舎 4 階第 2 委員会室

主な議題：①サンフレアこがの今後の運営について

②その他

傍 聴 者：0 名

出 席 者：加藤 典子委員 今橋 省三委員 橋本 由里委員 松田 信一郎委員

草野 三保子委員 長野 素子委員 鈴木 章委員 松下 和正委員

河村 正彦委員 以上 9 名

欠 席 者：0 名

事 務 局：8 名

配布資料：①レジュメ

②古賀市生涯学習センター条例

③サンフレアこが横駐車場工事のお知らせ

④マガジンラックでコマーシャル 雑誌スポンサー募集

会議内容：以下のとおり

### 1 開会の言葉

(事務局)：本日は御多忙の中、当会議に御参加いただきまして誠にありがとうございます。2 月 1 日には、サンフレアこがリニューアルオープンの見学会に委員の皆様御参加いただきまして誠にありがとうございます。寒い日があったり暖かい日があったり、春に向かって進んでいるような気持ちはありますけれども、体調がついていかず風邪がはやっているような状況もございますので、体調管理には非常に難しい時期であるというふうに考えております。それでは平成 27 年度第 4 回古賀市複合文化施設運営協議会を開催いたします。

### 2 部長あいさつ

(事務局)：続きまして、教育部長よりあいさつをお願いいたします。

(事務局)：改めましておはようございます。本日は本当にお忙しい中また寒い中御出席いただきましてありがとうございます。複合文化施設サンフレアこがを取り巻く環境につきましては委員の皆様御承知のとおり本当に劇的と言っていいほど変わろうとしています。図書館の増床と空調、照明の更新工事は順調に工事も終わりました、2 月 1 日のリニューアル見学会、2 月 2 日リニューアルオープンを迎えたところです。委員の皆様におかれましては見学会においでいただきまして本当にありがとうございます。現在生涯学習センターも工事が順調に進んでおります。12 月議会では古賀市生涯学習センター条例が議会で上程いたしました可決承認いただいているところです。後ほどこちらの内容につきましては事務局より説明があるかと思えます。現在の建築中の生涯学習センターによって、中央公民館とサンフレアこがをつなぐということでもとめて一棟の建物となります。一棟の建物としての古賀市生涯学習センター条例を今回、議会で議決いただいているところです。今まで単体

でありました古賀市公民館条例、古賀市複合文化施設条例は 8 月 1 日の条例施行とともにあわせて廃止となります。古賀市生涯学習センター条例につきましては一棟の建物としての管理運営、使用料等を定めているところであります。本日はサンフレアこがの今後の運営ということで委員の皆様には御協議いただきまして御意見等をいただければと思います。本日も御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

### 3 会長あいさつ

(事務局) : 続きまして、松田会長より御挨拶をお願いいたします。

(会 長) : 皆さんおはようございます。寒い日が続いておりますけど皆様元気に御出席いただきましてありがとうございます。2 月 1 日のリニューアルオープン見学会は皆さん御参加されましたでしょうか。またオープン後の図書館や歴史資料館の御利用ありがとうございます。私は参加させていただいてその後図書館の方も覗きましたけど、たくさんの方が見えておられて出足好調にスタートしたのではないかと感じております。今日は進行に御協力よろしくお祈いします。昨日は 2 月 22 日猫の日ということで盛んにマスコミをにぎわしておりました。経済効果が 2 兆 3 千億円ということで、1 年 365 日ありますけど何とかの日というのは 365 日以上あるんですけども、商業ベースで進められて業界では大いに貢献しているようですが、図書館の日なども皆さんに周知していただければと思いながら、今日の協議会に出席させていただいております。私どもの協議会も任期は 4 月 30 日までと後わずかになりましたので、今後の運営について前向きな御検討、ご意見を協議会のなかでご提言いただけるものと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) : 議事の方は議長の方にお祈いして、進行の方よろしくお祈いいたします。

### 4 協議等

#### (1) サンフレアこがの今後の運営について

(会 長) : お手元の会議次第に沿いまして進めさせていただきます。4 協議 (1) サンフレアこがの今後の運営について事務局より御説明お祈いします。

(事務局) : お手元に冊子「古賀市生涯学習センター条例」というのがございます。こちらが議会で承認されました。サンフレアこがの今後の運営について説明をさせていただきますと、本年の 7 月までは現体制のまま進めさせていただきます、8 月 1 日より部長も説明しましたとおり中央公民館、交流館、サンフレアこががつながって生涯学習センターという一館の取り扱いになります。その中に入りますところが公民館、図書館、歴史資料館、生涯学習推進課という体制になってまいります。図書館、歴史資料館の開館時間につきましては現行と変わりません。皆さんに御利用していただく時間は 10 時から 18 時までになります。現在は複合文化施設では歴史資料館係で視聴覚室、ギャラリーの貸館業務をやっておりましたけれども、今後は統一した窓口で貸館をするということになります。利用時間につきましては、9 時から 22 時まで、複合文化施設サンフレアこがのギャラリーと視聴覚室の貸館が 22 時まで伸びるというのが大きく変わるところでございます。それから、視聴覚室の名称が中会議室に変わります。ギャラリーは愛称としてサンフレアという名称を残したいので、サンフレアギャラリーという名前を使っていきたいと今考えているところでございます。館がつながるといことで市民の利便性向上のために変更していこうというもので進めさせていただいております。12 月に条例が承認されましたことから古賀市複合文化施

設条例が廃止になりますので古賀市複合文化施設運営協議会もなくなってまいるわけでございます。図書館の運営に携わっていただく協議会を新たに立ち上げようということで、条例の中にも、図書館協議会を設置するというところで載せさせていただいております。第19条のほうで載せております。今の複合文化施設として変わるというところはその辺でありまして、館の使用料は冊子の1番後ろのページを見ていただければわかると思います。大きなホールとかあるいは大会議室、中会議室、ギャラリー、多目的ホールは、統一して枠貸しに変更いたします。9時から12時まで、13時から17時まで、18時から22時までという枠貸しになりますので、現在の視聴覚室、ここで言う中会議室につきましては、枠貸しに変更になるのが大きなポイントでございます。今度できます交流館の洋室、和室、ダンス室につきましては時間貸しという形で料金の改定を行っているところでございます。他市町村の使用料等々を勘案しながら改定をさせていただいております。微妙に動く時間体がございますけれども、ほとんどかわらないというふうに御認識いただいて結構だと思います。表のページに戻ってもらいまして、古賀市生涯学習センター条例の第1条の設置につきましては、生涯学習センターの設置目的を規定した形になっております。第2条の名称及び位置につきましては、生涯学習センターの設置に当たりその名称と位置を規定したものでございます。名称は生涯学習センターとしております。愛称等は条例では規定しておりませんが、中央公民館をリーパズプラザとしておりますので、リーパズプラザこがという愛称で呼んでいきたいというふうに考えております。第3条の設置につきましては、生涯学習センターを構成する施設を公民館、図書館、歴史資料館、交流館という形のものになりますのでご承知いただきたいと思っております。第4条の事業につきましては、生涯学習センターが行います事業を規定したものでございます。生涯学習センター全体が行う事業として(1)から(3)の事業を定めておるところでございます。第5条の職員につきましては、生涯学習センターに職員を配置することを規定したものでございます。第6条の管理につきましては、生涯学習センターの管理者を教育委員会と規定したものでございます。第7条の使用許可につきましては、生涯学習センターを使用する者、または使用許可事項を変更する者は教育委員会の許可を受けなければならないということ、特定の場合につきましては、教育委員会が生涯学習センターの使用を許可しないこともできるということを規定したものでございます。第8条の使用許可の条件につきましては、管理上生涯学習センターの使用制限が必要な事項を教育委員会が付することができるということを規定したものでございます。第9条の目的外使用等の禁止につきましては、許可を受けた目的外の使用及び権利譲渡等の禁止の規定をしたものでございます。第10条の使用許可の取り消し等につきましては、教育委員会が特定の場合、使用承認の取り消しまたは使用の停止、変更を行うことができることを規定しました。第11条の使用料につきましては、本条に定める会議等の使用の許可を受けたときに納付しなくてはならないこと、また冷暖房設備の使用料及び使用料の減額または減免については教育委員会の規則で定めることを規定したものでございます。1番後ろのページの別表の部分に使用料の設定を規定しております。減額につきましては、古賀市の社会教育施設使用減免団体登録をこれから先行していきますので、登録をしてもらったところには減免措置を行っていきたくと考えております。第12条につきましては使用料の不還付でございます。第13条の入館の制限につきまして

は、特定の者に対して教育委員会が入場を拒否することができることを規定しております。(1)から(4)の部分になりますけれども、そのような形で決めさせてもらっております。第14条の利用者の管理義務につきましては、利用者は施設備品等を善良な管理者の注意をもって管理することを規定しております。第15条の観覧料につきましては、市や教育委員会が生涯学習センターに展示する資料の観覧料について規定したもので、原則としては徴収しませんが、特別な資料を展示する場合は徴収することができることを規定しております。第16条の損害賠償につきましては、当センター利用者が損害を与えたときには、損害賠償の責任を負うこと、教育委員会が認めた場合は免除することができるということを規定しております。第17条につきましては、古賀市公民館運営審議会の委員を置くことができるということを規定したものでございます。第18条につきましては審議会の委員のことを規定しております。任期、定数、委嘱の基準は社会教育法の第30条第2項の規定に基づき運営していきたいということでございます。第19条の図書館協議会、図書館に図書館協議会を置くことを規定したもので、図書館法の第14条第1項に基づき設置していきます。第20条につきましては、図書館協議会の委員の構成について規定しているところでございます。第21条の委任につきましては、本条例の施行するにあたり必要な事項について規則で定めると規定しております。附則の部分に入ってまいりますけれども、施行期日は平成28年8月1日を規定しております。準備行為は、図書館協議会の任命行為については本条例施行日前においても行うことができることを規定したものでございます。次のページ、廃止の部分になってまいります。古賀市公民館条例及び古賀市複合文化施設条例の廃止、生涯学習センター条例が施行されるときにはこれは廃止になるということです。以下、読んでいただければ大体わかると思います。別表は枠貸し並びに時間貸しの部分を規定したそれぞれの施設使用料の部分になってまいります。8月1日から施設使用料や減免、その他の部分についてはこの条例事項に沿いながら運用していくような形になると思います。以上でございます。

(会 長) : ありがとうございます。力丸館長より詳細を御説明いただきましたけども、個別に図書館係、歴史資料館係から、何か御報告、御説明があれば個別にいかがですか。よろしいですか。ただいま館長から今後の運営についてのご説明をいただきましたことにつきまして何か御質問等ございましたら。どうぞ。

(委 員) : これは条例ですので、実際検討していくには詳細は述べられていない部分が大部分で非常にわかりにくい、実務的ではないから質問がなかなかないんですけど。一つ尋ねたいのは、休館日が載せられてないので規則で載ってくるのかどうかお聞きしたいんですけど。

(会 長) : 回答をお願いします。

(事務局) : まことに申し訳ございません。こちらの協議会の中でも休館日については御審議をさせていただいた経緯があると思います。中央公民館は月曜日が祝日に当たった場合は翌日の平日、図書館、歴史資料館は運営しております月曜日を固定するという形のものであったと思いますけれども、館がつながるということで、一つの方向で統一するということになりましたので、月曜日の休館という形になります。ただし月曜日が休日の場合は、最も近い休日でない日になります。ですので、月曜日が祝日になった場合は翌日が平日の場合はその日が休館日になります。今までサンフレアこがを御利用の方たちにとりましては少し戸

惑いが出てまいるところがあると思いますけれども、この部分については私どもとしては周知をしていきたいというふうに考えております。すみません、失念しておりました。

(会 長) : よろしいですか。

(委 員) : はい。

(会 長) : ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

(委 員) : 条例が 8 月 1 日施行となっているんですが、私達は 4 月からの活動などがあるのですが、申し込み場所や申し込み期間、すぐに良いのかどうか。サンフレアこがの施設、中会議室とかはいつから申込みしたらよろしいのか。何か月間前からとかありましたね。3 か月前とか。中央公民館はやり方がありませんよね。先行予約みたいなシステムになるのでしょうか。具体的なことがわかれば教えていただきたいんですけど。

(会 長) : 御回答をお願いします。

(事務局) : 7 月までの部分につきましては、現サンフレアこがの予約はしていただいて結構だと思います。今後統一窓口という形のものになりまして、予約や減免団体の申請については生涯学習推進課で進めさせてもらっておりますので、おそらく年度があげますと周知の部分については入ってまいると思います。その辺は少しお待ちになってもらいたいと思います。サンフレアこがを使う予約については 7 月までの分は今までの申し込みで結構だと思います。以上です。

(会 長) : どうぞ。

(委 員) : 以前から一般の利用者として非常に気になっていたことで朝日新聞でもこの話題が取り上げられていたのですが、資料の損害賠償ということですが。実際に本を借り出して中を見てみますと、落書きがしてあったり線が引いてあったり折り返りがひどくつけられていたりという資料があった場合に、今までどうされていたのか。これを機に何か対策を一層強めるということがあるのでしょうか。一般の利用者としては、資料を借りたときにそういうものが目につくと非常に残念です。日常の使用に関しては我々にとって非常に大事な点なので、いつか伺いたいと思っていましたので。

(会 長) : お願いします。

(事務局) : 弁償の件につきましては、8 月から施行されます古賀市生涯学習センター条例の第 16 条の損害賠償の規定に基づいているところがございます。古賀市立図書館の図書資料に関する弁償規程を平成 26 年 3 月 25 日に制定させていただいております。これに伴って弁償の対応をさせていただいております。今回、条例が変わることで多少の条文の変更が出てまいります。こちらに基づいて弁償をしていただいております。基本的に現在は同一物でできるだけ同じものを本を買って戻してくださいという形で対応していただいております。例えば絶版で購入ができない場合にはやむなく現金弁償になりますが、資料がきれいな形で戻ってくるようにということで、図書館資料につきましてはそのような弁償方法で対応させていただいているところです。

(委 員) : 棄損された方がわかる場合は良いのですが、わからない場合に何か対応の方策や今後の検討の方法があるのでしょうか。

(会 長) : お願いします。

(事務局) : 年に 1 度古賀市立図書館では蔵書点検を行っておりまして、不明本の洗い出しをやっ

おります。その後マナーアップ、例えば破損している本、今おっしゃったように、誰が落書きしたのかわからないとか捨てなければならないとかで破損本は発生してまいりますので、館内でのマナー向上の呼びかけをさせていただいております。蔵書点検の不明本をなるべく少なくするような手だてをもちろん私どもも配慮してまいります。利用者の方にも呼びかけをさせていただきたいと思っております。図書館資料に IC タグがついておりますので、盗難がないようなシステムが考慮されておりますし、返却や貸出しをする前に汚れがないか破損がないかチェックをした上でお貸しして、返ってきたときにもし汚れていれば声かけをさせてもらうような努力をして、弁償がなるべく少なくなるように努力をしていきたいと思っております。

(会 長) : ただいまの現状の取り扱いと今後に向けての考え方よろしいですか。その他何かご提言や御意見などよろしいですか。ただいまの御回答で納得していただくということで、ほかに何かございませんでしょうか。

(委 員) : 現在の古賀市複合文化施設運営協議会はなくなるというご説明ですけど、古賀市公民館運営審議会は従前からあったように思っているのですが、古賀市図書館協議会というのが新設されるということではよろしいでしょうか。新しくできる交流館とか歴史資料館は審議の対象外ということで、今後図書館協議会は図書館だけ、公民館運営審議会は公民館だけの協議がされることであって、生涯学習センターは、全体的に関する協議はないというふうにとらえていいんでしょうか。

(会 長) : お願いします。

(事務局) : 館の運営の中身といたしまして御紹介していないところがございます。館全体の部分については社会教育委員の会議が生涯学習全般についての協議を行っている状況でございますのでこの部分になっていると思います。歴史資料館について複合文化施設運営協議会の中で御審議いただいていた部分につきましては、文化芸術審議会に歴史資料館係並びに私も出席している状況でございます。文化に歴史もつながっていると判断をさせていただいている状況でございますので、この部分で御審議をいただくということで整理をしているところでございます。以上でございます。

(会 長) : ただいまの全体の協議と個別の審議のあり方について、私の方からよろしいですか。条例の貸館の使用料の表の部分ですが、減免に対する考え方ですね。例えば減免の基準、半額減免、全額免除とかの基準がありますでしょうか。

(事務局) : 減免の細かい規定は施行規則で定めているところですが、基本は従前と変わりません。市主催、教育委員会主催等々につきましては、全額減免となります。社会教育関係団体等、社会貢献等されている団体については、従来通り 5 割減免となっております。

(会 長) : ありがとうございます。もう 1 点、貸館と歴史資料館の展示室、図書館の開館時間が違いますね。貸館は 9 時から、歴史資料館の展示室と図書館は 10 時からですね。その 1 時間間の間の入り口は 2 階からだけになるのか 1 階から入るようになるのか、具体的にいかがですか。

(事務局) : 図書館につきましては内鍵がございますし、歴史資料館の展示室にも内鍵がかかっている状況でございますので、開館時間までは図書館につきましても歴史資料館の展示室につきましても準備もございまして、ドアを閉めさせていただいて、貸館の部分については

そのまま上がっていただけるような状況になると思いますので、そのような形で準備をしておるところでございます。以上です。

(会 長) : 1階からも2階からも出入りできるということですね。ありがとうございます。ほかに御意見ございませんでしょうか。

(委 員) : 全体ということで感想といいますか、質問はないんですけど、第1条で生涯学習センターになったということでものすごく感心しているんですね。というのは、ハード面とソフト面という観点からすると施設設備的にはつながっていますね。ソフト面、企画関係ですと、施設設備としてつながるだけじゃなくて、総合的に例をあげますと市民の意識からも内容的にもいろんな祭りが一体化できるチャンスでもあります。生涯学習、小さい子から、高齢者、老若男女、その人たちにとっては生涯学習というのはとても大事なことですよね。豊かな人生あるいは社会を生きていくという点では、単に学校だけでは当然ないわけです。人生一生を通して考えるというとても良いチャンスがでてきたと思うんですね。今後ハード面は良いと思いますので、どうこれを生かしていくかということが課題だと思いますね。それが、古賀が先駆的で先進的じゃないかなと思うんですが、場所の有利性がここに出てきたと思いますし、結果として、内容的なものにつながっていかないかん。今後誰が企画されるかわかりませんが、そういうのが望まれる課題、市民は実はそういう点で見ている。単なる施設が一緒になったんじゃないかと、どうそれがからまっていくかっていうのが市民の側からそれは楽しみにしていると思うんですね。もちろん意見もあるし、要望もあるでしょう。どう企画してこれからやっていくかという長い展望を含めて考えていく時期じゃないかと思いますね。だから、条例ができたことと場所的に一緒になったことを結びつけるということを私は感心して今後興味深く、第三者的な意見ですけど、もう楽しみにしております。

(会 長) : ただいまの貴重な御意見、確かに皆さん期待されていると思うんですけど、具体的に何か御意見ございますか。

(委 員) : 何とか祭りでもいいですけど一緒に何かできるんじゃないかと思うんですね。ただ図書館的なまつりだけではなくて、公民館だけではなくて、交流館のことも含めてですね。何かできているんですかね。

(会 長) : ただいまの御意見につきまして事務局の方で何か具体的にあればお願いします。

(事務局) : 具体的にはということはないんですが、現在建築中の建物につきましては御存じのとおり、コンセプト自体は「つなぐ」ということで中央公民館、図書館、歴史資料館、今現在建築中の建物は一応交流館という名称にしてございます。通路でつないで相乗効果等々をねらっているところがございます。委員から大変ありがたい言葉をいただきました。今後ソフト面につきましても、相互に交流等々行いながら、生涯学習センター全体が活性化しながら生涯学習の推進を目指していきたいと考えてございます。

(会 長) : よろしいですか。今の件でどうぞ。

(委 員) : 具体的には子どもわくわくフェスタとかあると思うんですね。すごく待っていると思います。文化協会さんとか待っていらっしゃると思います。私が本当にうれしいのは中会議室を夜の時間借りられるっていうのを非常に待っていました。なぜかという怖いおはなし会をしようという時夜がいいんです。親子連れで来るのが、ところができなかったんで

すね、部分的には地域でやるんですけど。夜まで長くなったのが非常にうれしいというのと、多分、社会教育委員さんたちがもう今からわくわくいろんなアイデアを持っていらっしやるんじゃないかなと。私はすごくわくわくしてますね。

(委員) : やはり生涯学習センターと命名したこと自体がもうその時点でもう変わってきたと思うんですね。これが大事だと思います。市民はそういう目で見ている。生涯学習センターなんかあったんですか、古賀には。初めてなんですね。ほんと感心しました。

(会長) : 名称はないですが生涯学習推進課はありました。

(委員) : それが実質的に市民におりてきたっていうふうにとらえることができると思います。センターに命名したこと自体がもう既にすごいことです。

(会長) : ありがとうございます。ほかございませんでしょうか。どうぞ。

(副会長) : 加藤です。施設使用の空き状況とか、今現段階でどの部屋が埋まっているとかという状態をインターネットとかホームページから見られたりするといいなと思うんですけど、そういうことができるのか。予約をそこからするというのは難しいと思うんですけども、申し込みの受付の仕方とか、そういうのはどうなっているのかなと思います。

(会長) : お願いします。

(事務局) : 予約システムの件につきましてはスポーツ施設とあわせて生涯学習センターにおきましても、新年度予約システムを導入する予定としております。新年度からインターネットを通じて予約等ができる予定としてございます。

(会長) : ありがとうございます。

(委員) : 長野です。使用料の第 12 条の (3) で、使用者が教育委員会が定める日までに使用の取り消しまたは変更を届け出たとき、というところがありますけれども、以前研修棟をお借りして 1 か月弱前ぐらいに予約申し込みをして、実際使用する 2 週間以上前にその日がどうしてもだめになったので使用ができませんので取り消しを申し入れたんですね。その時たしか使用料 600 円を納めていたんですが、教育委員会が定める日までってというのは大体いつぐらいまでに取り消せば、還付していただけるのか。その時に 2 週間以上前をお願いしたんですけど、還付をしていただくことができなくてちょっと残念だった思いがあります。会としてやっぱりお借りするに当たってそうたくさんある活動費ではない中から 600 円を捻出していたので、2 週間前であれば還付しようかなというふうに思っていたら会としてはとてもありがたかった。やはり私たちにもそういう思いがあったものですから、だいたいどの日までぐらいが定める日なのか、それが表として例えば前日だったらもう返しませんよとかそういう規定、そういうのがあらかじめきちんと表示されていれば納得もできるんですがその場だけの話になってしまって。私もきちんと最終的にそういうところまで突っ込んで聞いてなかったのがいけない部分があるんですけども、そういう表示があればありがたいなと思いますし、できましたら優しい取り計らいをしていただけたらうれしいと思うんですが。

(事務局) : 使用料の還付につきましては、区分貸しと時間貸しとがございます。区分貸しの部分につきましては、使用の取り消しまたは使用変更申請を提出期日によるもので使用日の 6 か月前につきましては使用料の全額還付、使用日の 1 か月前でしたら、使用料の半額の還付、これは枠貸しの部分でございます。時間貸しの部分につきましては、取り消し申請を提出



期日によるものにつきましては使用の 1 カ月前までは全額還付、使用日の 3 日前までに行われる場合は、使用料の半額還付と定める形で規則で定めていきます。

(委員) : ただ今の件ですが、規則に定めたことは利用者にとって実際に目に見えるような形になりますか。申込所のところに提示するとか、申込書の中に表示していただけたらとか。その辺どのようにお考えでしょうか。

(事務局) : 申し込みをされたときに、使用料の還付申請をされるということは御説明をしていくと思います。またそういう形のものがあれば、申し込みの部分に載せていると思いますので、還付の部分についてはお知らせしていくと思います。御意見いただいた分はこちらのほうでまた考えてまいりますので、よろしく願いいたします。

(会長) : ほかにどなたか御意見ございますか。皆さん御意見御発言いただいていますか。よろしければ、今後の運営については御意見でたかと思っております。立派なセンターになるということで、これがぜひ市民の文化の向上発展につながるように、私ども協議会といたしましては 4 月解散しますけども、市民としては目を光らせていると思っておりますので、行政の方々くれぐれもソフト面の充実を図っていただくようお願いしたいと思っております。

(委員) : 今までワンコインで研修棟では冷暖房をいれていましたが、値上がりということは、一斉空調になるのですか。それともコイン式になるんですか。確か今ではコイン式で自分でいれていましたけど。

(事務局) : コインタイマー式でございます。ただ大きな施設についてはコインが 1 時間 300 円、ギャラリーだったら一つのところで 300 円入れてもらって 1 時間という形になります。普通の部屋につきましては 1 時間単位のコインタイマーとなります。

(会長) : 1 時間 100 円というのは利益でるんですか。コスト的にはどうなんですか。電気料としてはプラスになっていると思っておりますけど、維持管理償却を踏まえたら、トントンですか。ほかございませんか。協議事項の(1)サンフレアこがの運営については事務局の御説明いただきまして皆さん、承認という形でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

(2) その他

(会長) : (2) その他で何かございましたら事務局から提案をお願いします。

(事務局) : 資料 2 枚目のサンフレアこが横駐車場の工事のお知らせというチラシをごらんください。リニューアルオープンしたところでございますが、順を追って工事をする兼ね合いで今回サンフレアこが横の駐車場をきれいに整備する順番が回ってまいりました。工事期間が平成 28 年 2 月 29 日月曜日から 4 月 15 日金曜日、1 か月半程度全面使用禁止となってまいります。その期間につきましては生涯学習ゾーンの中のリーパスプラザ近くもしくはグラウンド駐車場を御利用いただきサンフレアこがに来ていただくということで、大変負担御迷惑をおかけするかと思います。掲示させていただいて周知徹底を図っていきたく思いますので、委員の皆様にもお伝えさせていただきますのでよろしく願いいたします。

(会長) : 現在のスペースが若干狭くなりますね、要するに図書館が使っているあの部分が全く使えないから、その分狭くなりますね。今のお知らせよろしいでしょうか。次をお願いします。

(事務局) : 続きまして、平成 28 年度予算議案提出に伴いました内容についてお伝えしたいと思っております。図書館係といたしましては、予算の内容として、チラシを 1 枚つけさせていただいております。平成 28 年度 4 月から雑誌スポンサー制度を始めます。現在 2 月 2 日リニ

ユーアルオープン時期に合わせまして募集を始めさせていただいております。内容につきましては、スポンサーの方に雑誌の購入費用を負担していただいて、図書館の雑誌コーナーのところに企業の情報や広告を出していただけるというシステムになっております。通常の新聞広告で1日であると大変金額もかかるんですが、雑誌の1年間負担分ということで、高いものになると金額は大きくなるんですけども、物によっては1万円程度、年間広告が図書館の中でできるというような内容になっております。情報発信する図書館としていろんな情報を市民の皆様提供できればよろしいのではないかとというところで現在様々な企業、団体さんについてお声かけをさせていただいているところです。続きまして、予算に伴いまして、新年度からセカンドブック事業を4月からスタートを考えております。セカンドブックと申しますのは、3歳児になるお子さん対象に図書館からいくつかリストアップした中での絵本をプレゼントするという内容になっています。方法といたしましては、やはり図書館に来ていただきたいというところがとてもありますので、3歳児健診の御案内文書の中に引換券と申しますか御案内文書を入れさせていただいて、図書館にお見えいただいて、例えば、現在赤ちゃんおはなし会、小さい子のおはなし会、どうようおはなし会と様々なおはなし会もやっておりますので、そのおはなし会も聞いていただきながら引き換えをしていただきたいという方向でつなげていってはお考えしているところです。ブックスタートがまず4か月の赤ちゃんに対してスタートしているところですが、小学校にあがるまでの3歳児という言葉とかいろんなことに興味関心を持つ年齢になったところで絵本を配付させていただいて、家庭での読み聞かせへの活用、読み聞かせをしていく中で保護者とのきずなを深めていくとか、家読の推進というのにもつながっていくのではないかなというところで実施をする方向になっております。続いて、読書ノートの配布、こちらは小学校の入学時、新1年生に配布を予定しております。読書ノートというのはいかんと申しますと、図書館システムの更新に伴いまして読書記録のシールを配布可能となっております。シールを貼る台紙を冊子形式にして読書ノートを新1年生に配布する。配布することで、読書記録を書いたりたくさん貼ることで達成感を味わってくれるとか、読書への動機づけというところで進めていきたいと思っております。記録することで、家庭の中でも読書記録の内容を会話やコミュニケーションが増えていくのではないかと、家読にもつながっていくのではないかとというふうに考えておるところです。図書館の新年度の事業といたしましては、三つ提案させていただいております。続いて、古賀市子ども読書活動推進計画第3次、題名については仮ですが、おおむね5年の計画というのが、次の段階にステップアップをしなければならない時期になってまいります。古賀市子ども読書活動推進計画を作成するにあたって、新たに委員さんの募集、策定、平成29年度から計画を実施の方向で考えておるところです。またさらに古賀市子ども読書活動推進計画に基づきながら家庭の読書がこれからのさまざまな読書環境を含めて、読書活動推進をしていけるような計画をつくってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。図書館からは以上でございます。

(会 長) : ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御質問ございませんでしょうか。

(委 員) : すごい期待する計画をお聞かせていただいて、3歳児対象のセカンドブックにあたりまして、たしかアンケートをとられていたと思うんですが、結果は出ているのでしょうか。

(会 長) : お願いします。

(事務局) : セカンドブック事業をするに当たって、3歳児健診や1歳半健診でブックスタートの内容を検証するアンケートをとらせていただきました。結果についてはお持ちできてないんですけども、内容といたしましては、どのような活動があったらいいと思いますかという形でさせていただきまして、セカンドブックにつながる方向の結果が出ておりましたので、新年度取り組ませていただく形となりました。

(委 員) : もう1点、実は私たちの個人的なグループの考えなんですけど、実は辞書を引いて学習する辞書引きという学習が3年か2年生ぐらいにあると思うんです。実は言葉の遊び会とかやっているときに、ここの子は言葉が豊富だと思ったりすることがありまして、あるところに行きましたら、3年生が辞書を全員購入している。保護者の負担かなと思ったりしていたんですけど。日本語に子どもたちがどこで出会うのか。辞書を引くとか、辞書と遊ぶというのが全国的に何かあったりすると。古賀市の中で私の情報の中では3校か4校ぐらいが辞書引きを年間を通じてやっている。その一単位だけで終わっているところもあるというのをちょっと聞きながら、図書館とか学校の先生、幼稚園幼児教育者の方にプレゼントするってことないんだろうか。予算がたかさんかかるのだけど、貧困の子どもとかいろいろ今出てますけど、そういう辞書っていうのが国語辞典、すごく大事じゃないかなって非常に思っていることがありました。絵本を読んであげるのもいいんだけど、自らの読書って言ったときに辞書引きがすごく重要だなって最近考えることがあったので。そういうことも将来、教育委員会か生涯教育かわからないんだけど、学校の先生もいらっしゃるので、ちょっと御意見を聞けたらいいなってこの場を借りております。

(会 長) : ただいまの御意見につきまして、委員の方か事務局から何か御意見ありましたらお願いします。

(委 員) : 辞書引きについては3年生という時期も含めて全教科領域の中でわからない言葉があったらすぐ手元に置いて引くっていうことで、有効性を感じているところです。小野小では、現在学校予算という形ではなくて保護者負担という形で、間に付箋をいれながら辞書が分厚くなっております。時期としても非常に良いかなと考えております。検討していただければというのも併せてですね、はい。あわせて先ほど読書ノートの配布ということで、本当にありがたい企画をしていただいているなと感謝しながら、お聞きしたところです。本校でも手づくりの読書ノートを全学年しているんです。学校司書と司書教諭で連携しながら読書ノートを記録しているんですが、今年度の新1年生から配布と考えてよろしいでしょうか。お尋ねです。

(会 長) : 事務局お願いします。

(事務局) : 読書ノートにつきましては平成28年度の新1年生からスタートとなります。以上です。

(会 長) : 今年の4月からですね。ほかございませんでしょうか。

(会 長) : 先ほどの辞書の件、良いことだと思いますけど、私感じたのは、例えば中学生、私聴講生で英語の授業受けたんですけど、辞書がいらないんですね、今中学生の英語では教科書に辞書の部分を全部織り込んで辞書が一切いらなくなっています。一般家庭においても、私どもの頃は辞書は一生もので大事に使っていましたが、今子どもはあまり辞書を使わないですね。終わったら家にも辞書を置かない家庭が増えているんじゃないかと思うぐら

いです。辞書を本当は活用してもらいたいですけどね。

(委員) : 対象は小学 2 年生 3 年生だと思うんです。国語辞典、先生がさっきおっしゃっていたように、付箋をつけていく。そしたら付箋をつけたところがこんなに厚くなる。ある小学校で 5 年生の女の子が自分たちはしたと。先生がしてくれたからしたと。他のクラスはしていないと。そしたらその子が喜ばしように 1000 枚以上貼ったと。子どもは言葉に対してすごく繊細なものを持っているし、やっぱりやってらっしゃる違いがここにあらわれているなって。たしかに 1 年間しか使わないってことはあるけど、やったことの記憶っていうのは絶対子ども時代は残っている。それが 2 年生か 3 年生かなって。私はちょっと自分の文庫で 2 回続けてやったんですね。そしたら、お母さんが「それかもしれないけど、おうちでちょっと言ったらさっと辞書を引くようになったんですよ」って言われて。親がいくら辞書引きをやってもつながらないとおっしゃって、やっぱり学校という学習をする場所でやっていただけたら、予算も大変ですけど、すみません。

(委員) : 本当にそのとおりです。言語活動を充実していこうという今の流れですし、大事にしなければいけないね。アクティブラーニングっていう言葉があるように学習の中でいろいろ図書館などを活用していこうという動きもあり、今後そうなるっていくわけですね。そういう意味で、今のことが大事になってきますよね。電子辞書の一方では紙メディア、紙媒体その重要性も逆に見直されつつあるんですね。学生でもその方向はあるんですよ。大切にしていかなければいけない。

(会長) : 今の件で事務局から何か御意見ありましたら。

(事務局) : 辞書のプレゼントももちろんできればいいんですけど、全小学校が同時にその辞書引きを完全実施するのが前提であれば、将来的に検討する余地があるのかなと考えるところです。

(会長) : ありがとうございます。ただいまの意見反映させていただければと思います。

(委員) : 別件で、雑誌スポンサーのこと、これはこれでありかなということ、なるほどなど思います。一方で大手の出版社では新刊図書が売れない、そこで、公共図書館で新刊は半年ぐらい貸し出さんと欲しいって動きを聞いたことがあります。1 社か 2 社か全体的な動きではないにしても、本当は出版社というのは新刊は売れないと。出版社から何か圧力的なことはあるんですか。ある意味大変なことなんですね、出版業者としては。

(会長) : お願いします。

(事務局) : 特段、出版社からの圧力というのはございません。新刊を図書館が購入して貸し出すという点については、出版界のほうからの御意見など新聞で聞き及んでいるところでございます。図書館といたしましては、確かに人気の本新刊に予約が大変殺到いたしますが、ルールをつくらせていただいております。予約がどんどん入るから何冊も購入しているというわけではございません。何人を超えたら 1 冊購入するとか、最大ここまでしか購入しないとか、やはり営業を妨害するようなことにはならないようにしています。実際、一冊は購入はさせていただくので予約がどんどん入っているところはあるので、もしかしたら本当は購入しなければ新刊を本屋さんで買っていただくということになるのかもしれないんですけども。やはり図書館という使命のもとに購入させていただいて、貸し出しでまず見ていただくというのも新刊の醍醐味ではございますので、買い控え等はいたしませんけれども、そういったところで対応しているところです。新刊をとっても待ってらっ

しゃって予約をされている方の中には待ちきれずにもう買って読んじゃいましたっていう人もいますので、買って読まれたりするところもあるようでございます。図書館といたしましても、そういったルールをある程度つけさせていただいて、購入させていただいているというところで御理解いただければなというふうに思っている次第です。

(会 長) : どうぞ。

(委 員) : 今の新刊の購読に関連して、それと図書館の機能全体に関して以前から思っていたことがあります。まず図書館の機能の中に、基本的に、これから成長する、若い方、学校の生徒さん、子どもたちを育てるという役割が大きな流れとして当然あると思うんですね。ところが、その上で、今後生涯学習センターや図書館の大事な役割の中には、現役で働いて忙しいから今まで公共図書館とか生涯学習センターにかかわりを持つことができなかった人、経済的には慎ましい生活を送っている人たちが大量に地域社会の中におられると思うんですね。これからの生涯学習とか図書館の役割の中に、今までの従来の年齢層とか役割に加えてむしろ、社会福祉の視野も含めて、現役社会を終えて本当に地域で文化的なものを学びたいと思う人たちに対してもっと本格的なプランなり、開かれた態度を示してほしい。私は本当に在職中にはほとんど地域のことにかかわることはできなかったし、地域の図書館を活用させていただくことも、非常に少なかったです。大半の方がそうだと思うんですね。現役世代から退職世代になって地域の市民でこれから大いに生涯学習センターや図書館を活用したい。けどなかなか思うようにいけない人たちにとって、例えば今の新刊の問題に関しても、図書館で購入してくだされば本当にありがたい。待つてでもやっぱりそれを活用したい。本というのは今の年代になって思うのは、よほどの本でない自分を買って書棚に保存するのはむづかしいものです。やはり公共の図書館がどんなにありがたいものかと思っています。これからの図書館なり学習センターの機能の中に、社会福祉の視野も取り入れていただきたいと思います。これは役所の縦割り行政を超えて多くの高齢者の学びを支援するということです。

(会 長) : ありがとうございます。貴重な御意見だと思います。事務局の方ぜひ今の御意見をお聞きいただいて、確かに行政の方も生涯学習は生涯学習推進課、福祉の方はサンコスモの介護支援、生きがい支援ということでそれぞれ独自に本当に頑張っておられると思うんですけど、その中に効率よく総合的に市民の方が広く利用できるように考えていただいて、それが市民の要望だと思いますので汲み取っていただければと思います。どうぞ。

(委 員) : 河村委員さんがおっしゃったこと、次年度以降、地域の中の学校、郷土あるいは社会に開かれた学校運営という立場から貴重な御意見いただきました。小野小学校は市立図書館が非常に離れているということで、図書館を地域の方に使っていただきたい、そのことで子ども達が安心感を持つというのが学校にとっても非常に効果を感じているところです。実際に料理本、歴史物、今来ていらっしゃる方は三国志のシリーズをずっと読みたいって言って来てくださっています。そういう方々からは小学校の子ども達が読んでいるからその本を読みたいという希望もあるんですね。新刊あるいは子ども達が紹介する本についても、地域へより学校からの情報として発信していかなくてはいけないというような示唆をいただきました。

(会 長) : ありがとうございます。いろいろな御意見をいただいて、何か事務局の方ございますか。

(事務局) : 12 月議会でも使用料アップにかかわらず利活用を十分推進してほしいと御意見いただいております。その前提となるのが新しく交流館ができますが、いろんな部屋がございます。防音室を兼ね備えた音楽室であるとか、内容を十分に市民の方に周知徹底してほしいと。内覧会など含めながら、周知徹底していきますというお話もしているんですが、今委員からお出しいただいた内容、福祉的な部分を含めての現役世代を終わられた方のこれからの活動という点につきましては、福祉部門と連携しながら大いに市民の方に利活用していただけるようにいろんな周知徹底を図っていきたくと思います。内覧会等行いながら、館はつなぐというコンセプトなんですが、いろんな相乗効果も含めながら生涯学習の推進に寄与できるようにしていきたいと考えてございます。

(会 長) : ありがとうございます。ほかございませんでしょうか。

(委 員) : 私が意見を言いましたのは平成 27 年 10 月から学校図書館地域開放ということで、地域の方が図書館のカードをつくって学校図書館を利用していただいているという意見でございます。行政の方からも先ほど力強い考え方をいただきましたので、大いに今後反映させていただければと思います。

(会 長) : 他よろしいでしょうか。お尋ねしたいのですが、まず雑誌スポンサーの募集を始めて 20 日たっていますけど、その状況ちょっと詳しく、ある程度当初の見込みはいけそうでしょうか。それからリニューアルされた段階で幼児コーナー作られましたよね、図書館のほうで、その利用状況だとか。それから 1 日 700 名の利用者というのがこの数字が、いいのかどうか、スタートしての状況がどういうふうに感じておられるか。その辺簡単にちょっと、いいですか。お願いします。

(事務局) : まず雑誌スポンサー制度の応募状況というのをお伝えしていきたいと思います。様々な団体様例えば、企業さんが集まれる会議などにチラシの説明に行かせていただいているところがございます。個別に対応させていただいているわけではございません。まだお知らせをしている状況でございます。企業さんのほうもおそらく対面して細かく説明させていただけるともちろんやろうと思っただけなのかもしれないんですが、周知を徹底させていただいている状況なので、いいねとは言っただけのところは多いんですけども、申込書までいただくまでには至っていないところです。先日、申し込みたいというお電話もあり、もうそろそろ出るのではないかという感触を得ているところがございます。これからも周知啓発を行っていきたくと思いますので、委員の方々の方でも御紹介いただけたところがありましたらよろしくお願ひしたいと思います。続いて、幼児コーナーのスペースができたところなんですが、お子さんお母さん、もしくは、保護者の方が一緒に来てくださって少し上がっていられている状況というのはとっても多く見受けられます。横に小さなテーブルと椅子も用意しておりますので、お母様方とか、保護者の方が、そちらに座られて子どもさんは向こうに上がって本を広げて見るというような状況で大変活用いただいていると思います。続いて、700 名という人数は昨年度の入館者数平均を出させていただいております。2 月に入りまして、平均が 700 名に達しているかということ、表から見ると生涯学習センターがどうしても工事中ということで、2 月 2 日以降も、図書館開いていますかという電話は大変多いです。開いてますよということでお知らせをしているところなんですが、開いているというのをお知らせさせていただいて来館していただ

くということになるかと思えます。駐車場の工事が始まってしまうのでまた利便性がダウンするのが心配なところなんですけれども、次にどんどんまた増えるようにということ、いろんな形で図書館のほうもサンフレアが全体として行事を行っていきたいと思っております。

(会 長) : 例えばスポンサー募集の件でも、図書館のスタッフの方だけでは大変だと思えますので、ぜひ委員の方のロコミ等で、ぜひPRしていただいて応援していただければと思えますので、よろしくお願ひします。次に歴史資料館係からお願ひします。

(事務局) : 歴史資料館のほうから御説明させていただきます。歴史資料館係からは、今回の議会の関係も含めまして、現段階で新たに御報告する事業等はございませんが、前回 11 月の協議会の際にも御報告しておりましたとおり、現在古賀の歴史に関する情報収集を進めております。地域の行事や民具や農具の使い方、地域の産業、風習など、古賀の歴史に係る様々な事について、地域の高齢者の方々にお話を伺ってそれを記録にとどめるという作業、それからまた、個人や各団体で所蔵をされてあります古文書類の確認をさせていただくという作業に取り組んでおります。少しずつではございますけれども、来年度も引き続きこういった作業を進めてまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましても、こういった情報をご存知でいらっしゃいましたらぜひ歴史資料館のほうへお寄せいただければと思っております。よろしくお願ひいたします。歴史資料館からは以上です。

(会 長) : ありがとうございます。それでは船原古墳の関係で森下係長から何かありましたら。

(事務局) : 文化財係の方から、船原の事に関しまして次年度の予算が出ていますので御報告をさせていただきたいと思えます。まずは 1 番大事な土地の買収を行おうと思っております。出土品整理、九州歴史資料館で行っていただいているものについても継続をいたしてまいります。国の史跡指定というのを来年度に一応これは予定です。これは私どものほうでどうなるという問題ではございませんので、順調にいつて来年度の 9 月ごろということ聞いております。今あるものについては公開活用ということでこれも補助事業をやっております。今年度は基本的には船原古墳に関しての企画展を行おうというふうに考えております。以上です。

(事務局) : ありがとうございます。ただいまの歴史資料館、文化財係について何か御質問等ありましたら。どうぞ。

(委 員) : 今橋です。シンポジウムに出席させていただきまして非常におもしろかった、勉強になりました。考古学の今の科学的な水準とかびっくりぼんで僕の大学時代とははるかに違った形になっています。たくさんの方が集まっていらっしゃると思えますが、あの中で例えば古賀市内の方と市外の方の割合はわかりますでしょうか。

(事務局) : 正確な数はアンケートはやりましかつても把握はちょっとできてないんです。30%ぐらいの割合ではよそから見えた方がいらっしゃったようです。古賀から見えた方も随分いらっしゃったように思えます。全体としましては後半少し減ってしまったんですが、1 番ピーク時の人数としては 500 人弱というふうに把握しております。以上です。

(会 長) : ありがとうございます。

(事務局) : すいません一部ちょっと訂正をさせていただきたいと思えます。今の図書館と文化財の来年度予算の関係出ておりましたが、これあくまでも今議会で議案として当初予算を提出

してございます。最終的に議案として採決通つての話になりますので、あくまでも今の段階では予定ということで御承知おきいただきたいと思います。

(会 長) : 今の件御了承いただけますかね。ほかに何かございますか。

(委 員) : 私別な件が入っていて行けなかったんですが、今報告の中に、後半ちょっと少なくなったというのはもしかしたら子どもたちの発表みたいなのが前半スケジュール的にあったんですかね。

(事務局) : 基本的には前半が基調報告になります。後半が特に小野小、青柳小そして東中学校の子どもさんたちからいただいた質問に答えるということになっていました。逆に考古学ファンというような方々の中には、そういう質問については改めて聞く必要がないと思つてある方がどうもいらっしゃったのではないかなというふうに思つております。

(委 員) : あの時の質問事項は全部出来なかったんですが、学校の方にシンポジウムの後何かフォローされているのでしょうか。

(事務局) : 回答集を作つて学校へお配りしようと思つておりますけれども、実現できておりません。

(会 長) : ほかにございませぬか。歴史資料館、文化財係の御報告事項、以上でよろしいでしょうか。

(委 員) : この協議会に出ささせていただいて、私ほとんど図書館のことしか関わつてなかったんですけれども、文化財のこととか、歴史資料館のこととか、いろいろ聞くうちに私の中に深まりを感じてロマンを感じるし、船原古墳とか鹿部保育所の隣にある柱を見るだけですごく夢がわきあがるんですね。そういう事を聞く機会をいただいて子どもの読書の奥底にはそういう歴史がきちつとあるっていうのが。今度のシンポジウムで子どもの意見とか質問とかされたっていうのはきつといいことかなつて思うので、ぜひ報告書というのは、質問には子どもに丁寧に答えていただいでです。配布なり、やっぱり子どもの発露というのは大事にさせていただきたいなと思うので、ぜひ。私も読みたいですし、つくつていただけたら、本当に簡単な報告書でよろしいので。やっぱりこの協議会に出させてもらつて楽しく過ごせました。

(会 長) : よろしくお願ひします。ご要望として挙げさせていただきます。それから、船原古墳の土地買収の計画あるかと思ひますけれども、いつぐらいからあの周辺に車等で行つて、周辺住民の方の迷惑がかからないように見学できるかどうか。今行つてもたしかに何もなから、そんなに行く機会はないかと思ひますけれども、たまたま行こうかという方がおられて、車であの辺までそばに行くのはどうかなつてということで、その辺いかがでしょうか。

(事務局) : 当面いつ駐車場整備ができるかというのは未定です。今現状の状態です。駐車場のようにつつている部分がありますので、特にそこに車を停めて御覧になる分には問題はないという状態でございます。

(会 長) : ある程度の人数で行つた場合周辺の方に迷惑がかからないように行くには周辺の方の御理解がないとなかなか、私も歴史ボランティアで地域をまわるときに地域の方の御理解を得ないとなかなか行けない。生活者がそこにおられるわけで迷惑がかからないようにやりたいと思ひますので、ぜひある程度そばまで行けるように早くなつてほしいと思ひますので。ほか委員の方何かございませぬでしょうか。なければ歴史資料館係それから文化財係についても御報告終つたいと思ひます。最後になりますけれども事務局の方で何かその他ございませぬらお願ひします。



- (事務局) : 最後に事務局より事務連絡ということで、次回がいよいよ4月30日をもって、解散ということになるわけですが、来年度の4月に最後の協議会を計画したいと思っておるところです。皆様のご都合を事前に伺っておきたいのですけれども、候補といたしましては、4月26日火曜日あたり、ちょっとゴールデンウィークに入る前なんですけれども、このあたりは皆様のご都合いかがでいらっしゃるでしょうか。
- (会長) : 皆様いかがでしょうか。4月26日火曜日、これが本当にいよいよ最後になるかと思いますのでよろしいですか。
- (事務局) : よろしければ一応案として、4月26日、第二委員会室で10時から行わせていただきたいと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。
- (会長) : 皆様のご予定のほうよろしくお祈いします。以上でよろしいでしょうか。ほかの委員の方から何かございましたら。特にないようですので、これで終わらせていただきたいと思います。
- (事務局) : 松田会長、加藤副会長、議事進行ありがとうございました。それでは閉会の言葉をサンフレアこが館長の力丸より申します。
- (事務局) : 本日は貴重な御意見ありがとうございました。今のところはサンフレアこがでございますけれども、これから先もいただきました御意見を中心に議論しながら歴史資料館、図書館の運営に携わって参りたいと思しますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。